

(適合事業者において重要経済安保情報の取扱いが見込まれる従業員向け)

教育資料ひな型

セキュリティ・クリアランス制度及び 重要経済安保情報保護活用法 概要

- 情報保全と「セキュリティ・クリアランス」
- 重要経済安保情報保護活用法の概要
- 経済安全保障分野の「セキュリティ・クリアランス」制度の必要性

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、国における情報保全措置の一環として、
 - ① **政府が保有する安全保障上重要な情報を指定し、**
 - ② **指定された情報に対して、アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱う（漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例）、**とする制度。
- 我が国では、「セキュリティ・クリアランス」制度を規定している法律として、**特定秘密保護法**（平成26年12月10日施行）と**重要経済安保情報保護活用法（令和7年5月16日施行）**がある。

【参考】同盟国・同志国等においても、情報保全のための「セキュリティ・クリアランス」の実施はスタンダード。

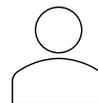
①情報指定

政府が保有する安全保障上
重要な情報を指定



②情報の厳格な管理・提供ルール

- 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）を得た者の中で取り扱う
- 信頼性の確認にあたっては、政府が調査



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）
に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するセキュリティ・クリアランス
（施設・組織の信頼性）

③罰則

漏えいや不正取得に
対する罰則



1. 重要経済安保情報の指定

- ① **重要経済基盤保護情報**（重要なインフラや物資のサプライチェーンに関する一定の情報）であって、
- ② 公になっていない、
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に**支障**を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要なものを**重要経済安保情報**として指定

2. 重要経済安保情報の管理ルール

- 重要経済安保情報は、**10年以内**に「**情報を漏らすおそれがない**」という**適性評価を受けた者**でなければ、取り扱えない。なお、特定秘密保護法の適性評価を受けた者は、特定秘密の取扱いの業務を行える期間（5年）に限り、本法の適性評価なしに、同じ行政機関において重要経済安保情報を取扱うことができる（ただし、本法の適性評価を以て特定秘密を取扱うことはできない。）。
- 適性評価は、**本人の同意を前提として、内閣総理大臣による一元的調査**の結果に基づいて、各行政機関の長が実施。（調査事項は、特秘法と基本的に同様であるが、特定有害活動・テロリズムに関する事項は経済安保分野に限定）

3. 罰則等

- 漏えいや不正取得は、**5年以下**の拘禁刑**若しくは500万円以下**の罰金又はこれを併科。
- 未遂、過失犯（漏えいのみ）、共謀、国外犯等も処罰。
- 法人の業務に関して漏えい又は不正取得（未遂を含む）をした場合は、**法人にも罰金刑**。

- 安全保障の概念が、防衛や外交という伝統的な領域から、経済・技術の分野にも拡大。国家安全保障のための情報に関する能力の強化は、一層重要に。**経済安全保障分野においても、厳しい安全保障環境を踏まえた情報漏洩のリスクに万全を期すべく、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じて、我が国の情報保全の更なる強化を図る必要。**
- こうした情報保全の強化は、安全保障の経済・技術分野への広がりを踏まえれば、同盟国・同志国との間でさらに必要となるこれらの分野も含んだ国際的な枠組みを整備していくこととあいまって、**すでに情報保全制度が経済・技術の分野にも定着し活用されている国々との間で協力を一層進めることを可能にする。**
- **経済活動の担い手が民間事業者**であることに留意しつつ、**官民の情報共有を可能にする仕組みが必要。**

情報保全の考え方

情報取扱者の心構え

- 情報保全の心構え
- 情報保全の必要性
- 情報保全の際の留意事項、ペナルティー
- 漏えいの働き掛けについて注意すること
- (参考) 過去の漏えい事案

- 当社は、**適合事業者**に認定されました。適合事業者は、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図ることを目的として、契約に基づき、行政機関から重要経済安保情報の提供を受けます。
- 適合事業者の従業者は、**事業活動に重要経済安保情報を活用することを通じて、安全保障という公益に貢献**することが期待されます。
- 貴方は、「**重要経済安保情報（又は特定秘密）を漏らすおそれがない**」と認められ、適合事業者の従業者として、**重要経済安保情報の取扱いの業務を任される方**です。
- 重要経済安保情報を取り扱うことは、**日本の経済安全保障の強化の一端を担うこと**であることを常に意識し、情報保全に努め、業務の内外において必要な取組を怠らないようにしましょう。

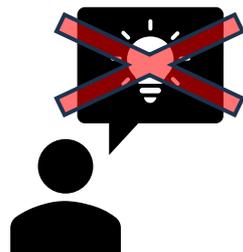


なぜ情報保全が必要なのか？

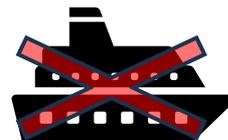
情報保全を怠った結果、**重要経済安保情報が漏えいすると...**



外国との信頼関係が損なわれ、情報収集や交渉が困難となったり



我が国の施策や手の内を把握され、対抗措置を講じられたり、重要物資の供給網を阻害されたり



保護措置や能力が露見し、通信妨害や攻撃が容易となったり



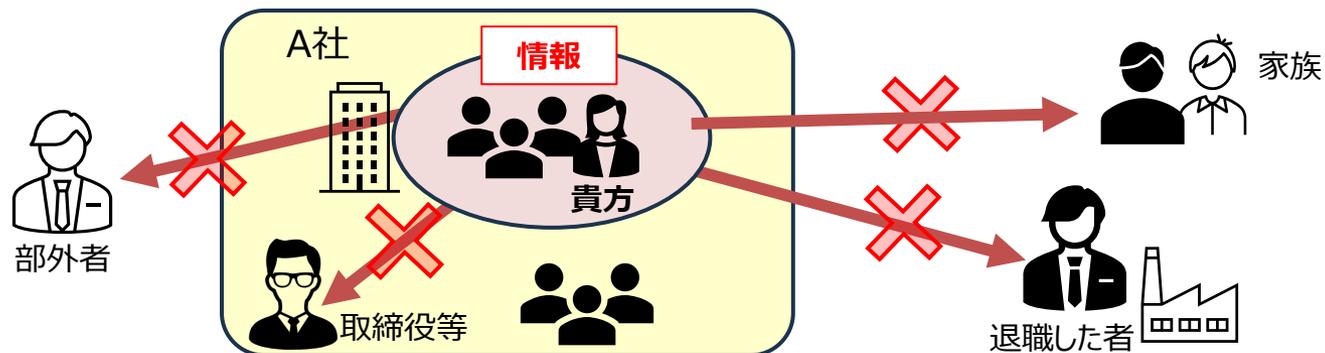
我が国の社会・経済秩序が不安定化したり、国民の生活が脅かされたりするなど、**日本の安全保障に悪影響**を及ぼすことが考えられます。



官民一体となった**重要経済安保情報の保全**が必要です。

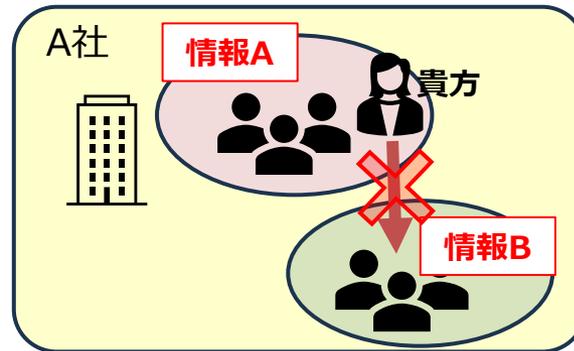
1 漏えいの禁止

- 重要経済安保情報に指定される情報は、**漏えいすれば、我が国の安全保障に支障を及ぼす情報**です。
- 重要経済安保情報は、
 - ①適性評価において、これを**漏えいするおそれがないと認められた者が**、
 - ②**業務上必要な場合に限ってこれを取扱う**ことができます
- 重要経済安保情報は、保護責任者が**予め指示した者（取扱者として指定された者）のみ**が取扱うことを許容されています。指示された者以外の者に対してこれを漏らしてはなりません。（重要経済安保情報の**取扱いを行わなくなった後や退職後も同様**）
このことに例外はなく、退職した上司等や家族に対してはもちろんのこと、社内で**適性評価を付与されていても**、当該重要経済安保情報の**取扱者として指示されていない者にその内容を漏えいしてはなりません**。相手が指示された者かどうか確信が持てない場合にも同様です。必要に応じて上司等に確認してください。



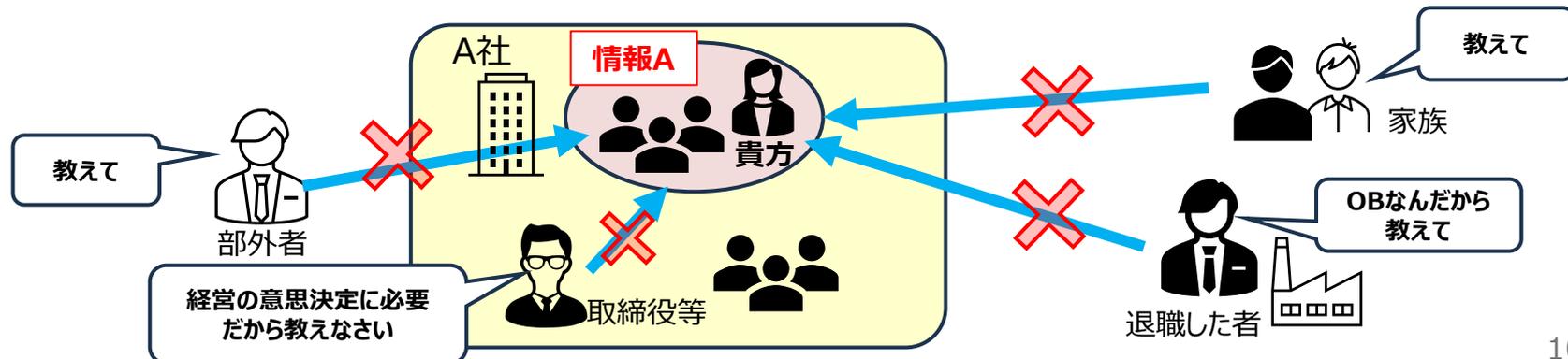
2 重要経済安保情報を聞き出すことの禁止

- 重要経済安保情報は、保護責任者が**予め指示した者のみ**が取扱うことを許容されています。
- 貴方は、与えられた**業務に必要な範囲を超えて**、重要経済安保情報について**知ろうとしたり**、適性評価を付与された他の重要経済安保情報の取扱者に対し**質問したり**、**話題にしたり**することは**行ってはなりません**。（重要経済安保情報の**取扱いを行わなくなった後や退職後も同様**）



3 漏えいの働き掛けを受け得ることへの対処

- **情報取扱者ではない人物**（部外者、外国政府関係者等を含む）**から**重要経済安保情報の**共有を求められた場合は**、保護責任者又は業務管理者へ**報告**してください。



4 その他の遵守すべき事項

○ 情報を漏えいしてはならないことは当然ですが、情報の保全のためには、他にも遵守すべき事項があります。

例えば・・・

指定されたパソコン以外で
重要経済安保情報を取り
扱わない

許可を受けずに重要経済
安保情報を持ち出さない

高度の注意力を払い、文
書の紛失、窃視、盗難を
発生させない

※具体的な態様によっては、漏えいやその未遂ないし過失として取り扱われることもあります。

重要経済安保情報の保全

(情報保全のために実施すべき事項の詳細は22ページ以降参照。)

情報保全がなされなかった場合のペナルティ

○ 情報保全義務違反は、その**内容に応じて様々なペナルティ**が科せられます。

■ 漏えいした本人に対するペナルティ（刑事罰（下記）、就業規則に基づく懲戒処分）

		内容	罰則	その他
漏えい	①	重要経済安保情報取扱い業務に従事する者が知り得た重要経済安保情報を漏えい	5年以下の拘禁刑 /500万円以下の罰金	未遂や過失も罰する。
	②	公益上の必要で提供された重要経済安保情報を知り得た者が漏えい	3年以下の拘禁刑 /300万円以下の罰金	同
不正取得	③	外国の利益若しくは自己の不正利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的等で重要経済安保情報を不正に取得したとき	5年以下の拘禁刑 /500万円以下の罰金	未遂も罰する。
	④	①又は③の行為の遂行を共謀、教唆、又は煽動した者	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金	
	⑤	②の行為の遂行を共謀、教唆、又は煽動した者	2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金	
	⑥	①から⑤に関し、国外犯も罰する		
両罰規定	⑦	法人又は人の業務に関して①の行為（過失犯を除く）又は③の行為をしたとき	（行為者を罰するほか）その法人又は人に対し、罰金	

- 「疑いのある者」として再度の適性評価の対象となることがあり、その場合、重要経済安保情報の取扱いができなくなる可能性
- 周囲の者（上司・同僚）も処分を受ける可能性（監督責任）
- 企業の信用失墜

漏えいの働き掛けについて注意すること①

重要経済安保情報を取り扱う者は、**自身が重要経済安保情報の漏えいの働き掛けを受ける対象となり得る**ことを十分に認識し、**規範意識を常に高く**保たなければなりません。

想定される働き掛けの端緒の一例を確認し、働き掛けを受ける可能性を高める行動に留意しておく必要があります。

○ 想定される働き掛けの端緒の一例

- **SNS**に覚えのない企業からメッセージが送られてくること
- 道端や居酒屋で見知らぬ人から声を掛けられること
- 付き合いのある企業の人から、理由なく過剰にご馳走されたり、金品を送られたりすること



少しでも不審な点を確認したら、**上司やその他の適当な者に報告しましょう**

漏えいの働き掛けについて注意すること②

○ 働き掛けを受ける可能性を高める行動

- **SNS**など不特定の人が閲覧できるような環境において、自らが適性評価の結果、適性があると認められた者であることや重要経済安保情報の取扱業務が推測されるような内容を掲載すること
- 自身だけでなく同僚が適性評価を受けたことや重要経済安保情報の取扱業務が推測されるような内容について、**不特定多数の人に対して話**をすること（居酒屋、食堂、トイレ、電話等）



○ その他私生活において注意したい行動

- 重要経済安保情報が記載されていなくても、業務に関する文書やデータを持ち帰らない
- 働き掛けがあった際に弱みとなり得る行動は控える（過度なギャンブル、反社会的・反倫理的な交際等）

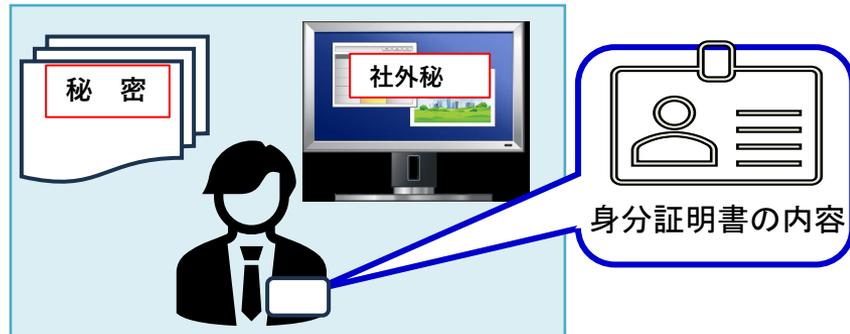
※①外国との関係の変化、②犯罪、③懲戒処分、④情報取扱違反、⑤違法薬物、⑥精神疾患、⑦飲酒トラブル、⑧経済的状況、及び⑨重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義に該当する事情があると認められた場合は、速やかに重要経済安保情報管理者に申し出てください

漏えいの働き掛けについて注意すること③ (SNS等の利用)

○ SNS等が不当な働き掛けの契機となる場合

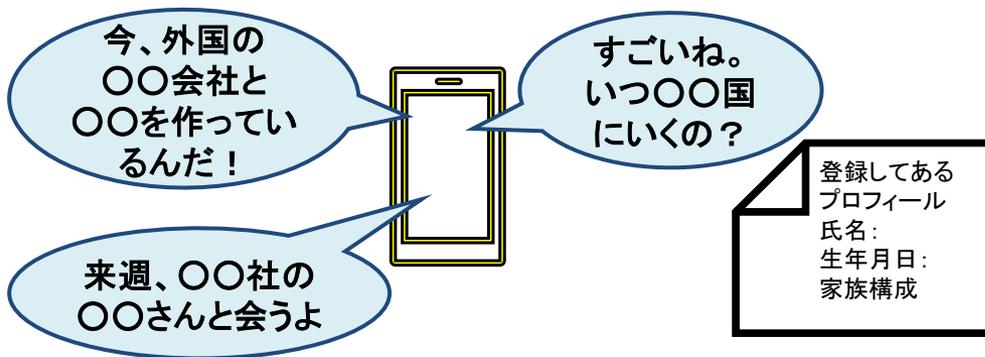
SNSの利用に際しては、一般に、以下のような行動にも注意が必要。

■ 業務中に撮影されたと推察される写真の掲載



背景等に意図していない機微な情報等が映り込み、情報が漏えいしたり、複数情報を組み合わせて推定される場合もあります。

■ 職務の内容に係る情報の発信



他のユーザーとのやりとりや投稿写真等で、具体的な職務内容が推測されてしまうおそれがあります。

不用意な発信は、それ自体が情報漏えいにつながる可能性だけでなく、外国諜報機関等による情報収集の対象となり、働き掛けを受ける契機となる可能性がありますので注意が必要です。

漏えいの働き掛けについて注意すること④（海外渡航）

海外渡航時には、仮にそれが私的な渡航であっても、外国諜報機関等による情報収集の対象となる可能性があります。滞在中は、国内における日頃の留意事項に加え、特に注意が必要です。

不当な働き掛けの対象とならないよう、

- 予約時等におけるホテルや代理店等には**必要最小限の情報**のみを提供。
- 交通機関その他の**公共の場所及びホテル室内等周囲に人がいない環境であっても会話に注意**し、不必要なことを話さない（日本語で話しているから大丈夫ということはない）。
- スマートフォンやパソコンを海外で使用する場合、海外出張用専用端末等の利用を推奨。それが困難な場合は、不要なデータは消去する。現地では**紛失や盗難に遭わないよう機器を肌身離さず管理**するとともに、**通信回線の使用には、会話と同様の注意**を払う。
- みだりに**自身の身分や職業**を明かさない（ツアーガイドや通訳であっても注意）。
- 仮に日本人・日系人であっても、知り合いでもない**現地でみだりに接近を図る者**に注意。
- **軽微な違反行為**（ポイ捨て、撮影禁止場所での撮影等）であっても、場合によっては身柄が拘束される可能性に注意。
- （家族が居住する等の明確な目的がある場合を除き）頻繁な私的な入国等、当局の目に止まるような行動を避ける。（出入国に関する情報は記録されていることに注意）



少しでも不審な点を確認したら、上司やその他の適当な者に報告し、適切に対処しましょう。

必要に応じ、現地の我が国大使館又は総領事館に連絡を。

過去の漏えい事案①

① 公務員による他国への秘密情報の漏えい

【概要】A省職員Bは、某国大使館員とシンポジウムで知り合い、交流を深める中で現金等を受け取るようになり、見返りに秘密情報を渡しました。このため、職員Bは、守秘義務違反容疑で逮捕され、懲役10か月の実刑判決を受けるとともに、免職の懲戒処分となりました。



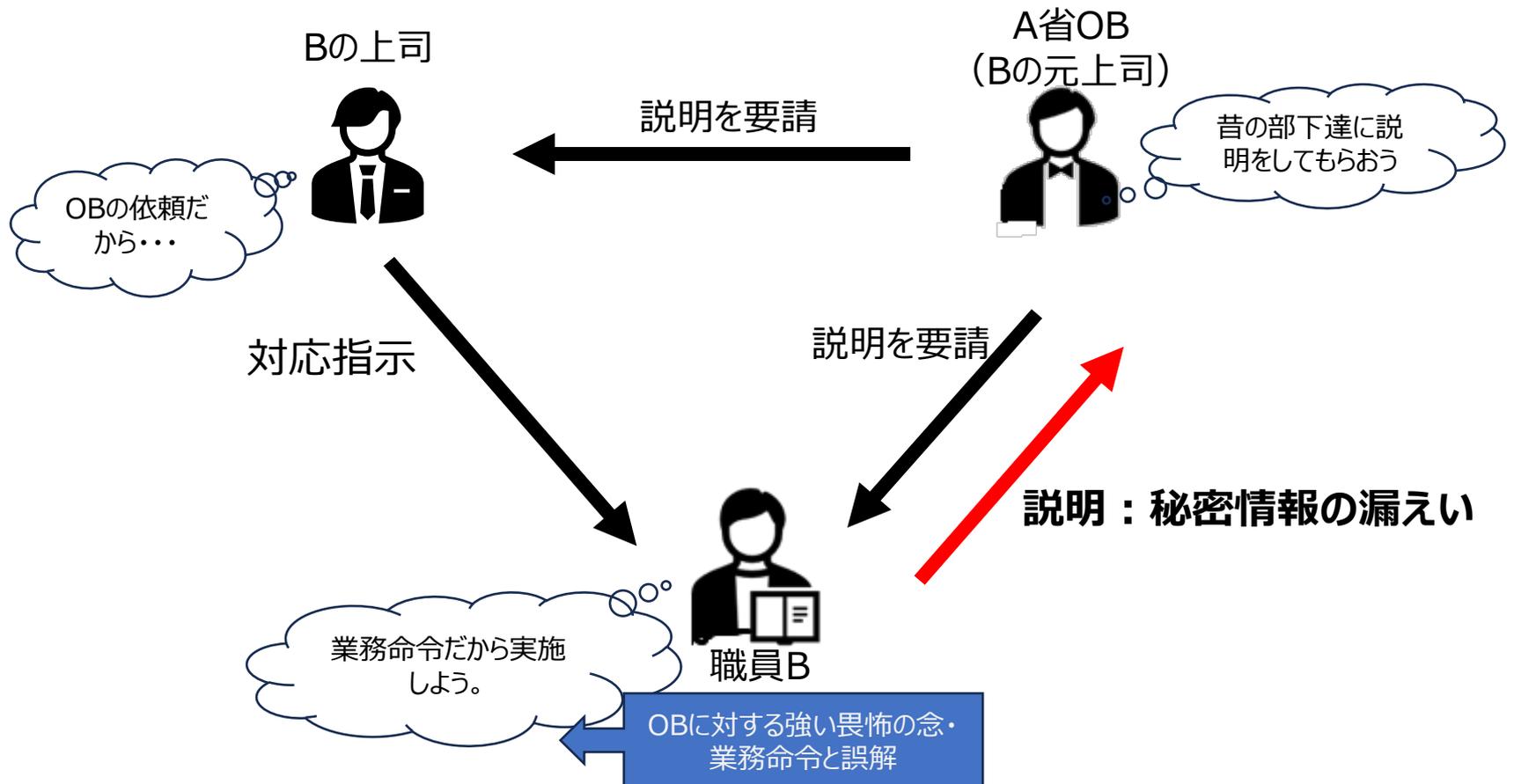
② 民間企業の従業員による他国への秘密情報の漏えい

【概要】A社従業員Bは、某国在日通商代表部員Cと面談を重ねて交流を深める中で、Cからの求めに応じ、同社の秘密情報を不正に取得したとして罪に問われ、懲役2年、執行猶予4年、罰金80万円の判決を受けました。



③ 公務員によるOBへの秘密情報の漏えい

【概要】A省職員Bが、かつて**上司だったOB**に対して実施した業務説明において、**秘密情報を故意に漏らした**ことが判明しました。職員Bは、書類送検されたほか、懲戒の免職処分となりました。



情報の取扱い

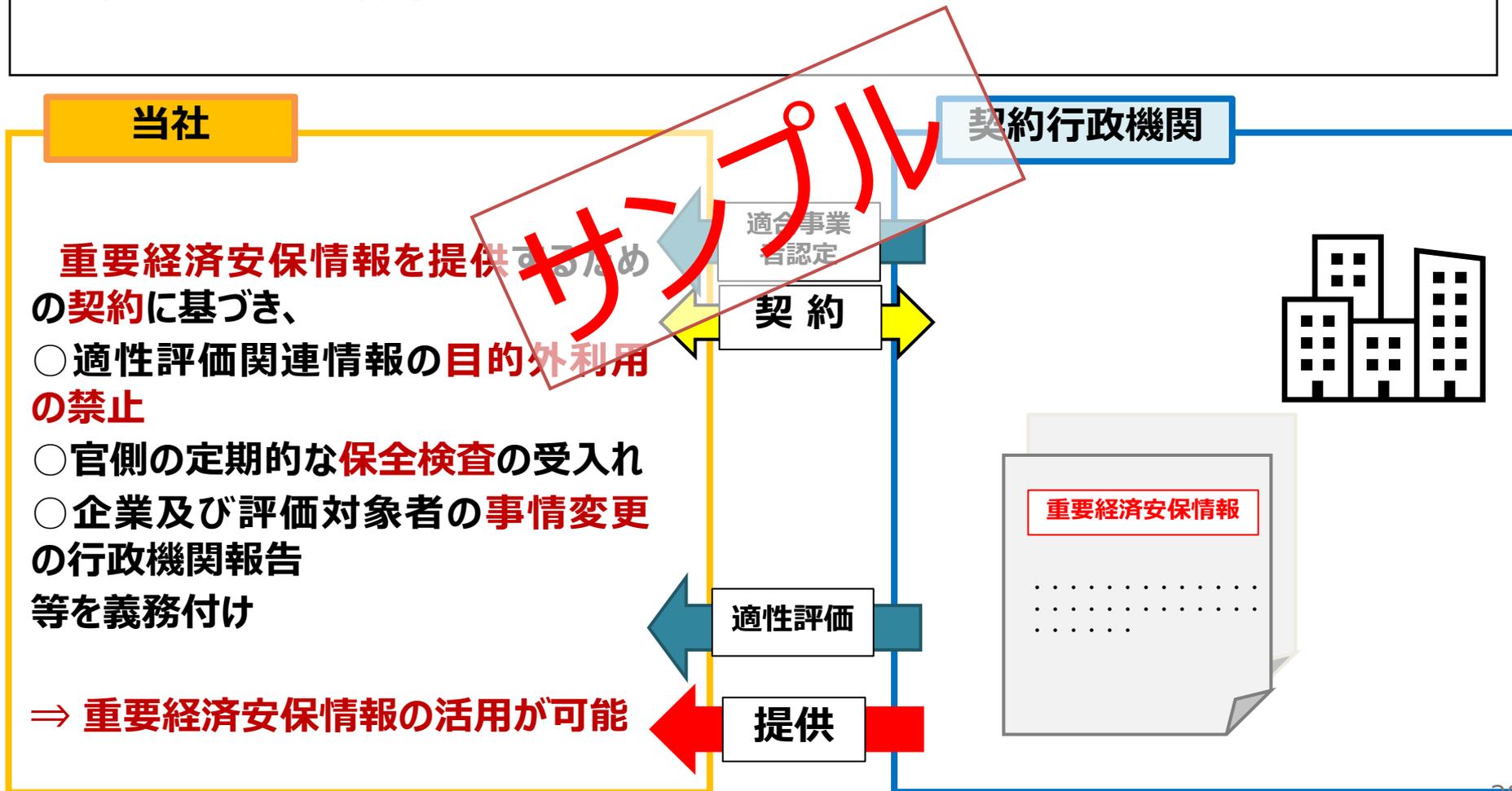
- 重要経済安保情報の提供を受けるに至った経緯
- 重要経済安保情報文書の取扱い
- 重要経済安保情報取扱区画のイメージ
- 電子計算機等による重要経済安保情報の取扱い
- 関係簿冊の整備
- 非常の場合及び事故発生時の対処
- 保全検査

※以下は、情報の取扱いを解説した内容となりますので、各社の運用実態に合わせた内容を盛り込んでいただくことを想定しています。

当社が重要経済安保情報の提供を受けるに至った経緯

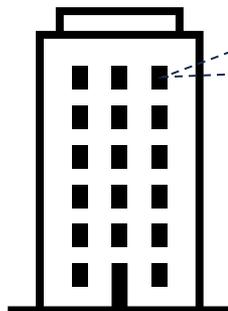
- 重要経済安保情報を企業が取り扱う場合は、契約行政機関が適合事業者認定を実施した上で、**契約行政機関と企業との契約に基づき、重要経済安保情報の提供を受ける。**

- (当社における経緯等)



① 社屋

適切な入場制限措置
例：社員証等による認証



② 区画



② 重要経済安保情報取扱区画

① 部外からのアクセス制限

執務室を含む社屋の入出場時に社員証等による認証がなされるなど、入場を制限。

(アクセスの制限がない場合は、建物の敷地全体を金網等で囲んだ上で、適切な入場制限措置を講じること。)

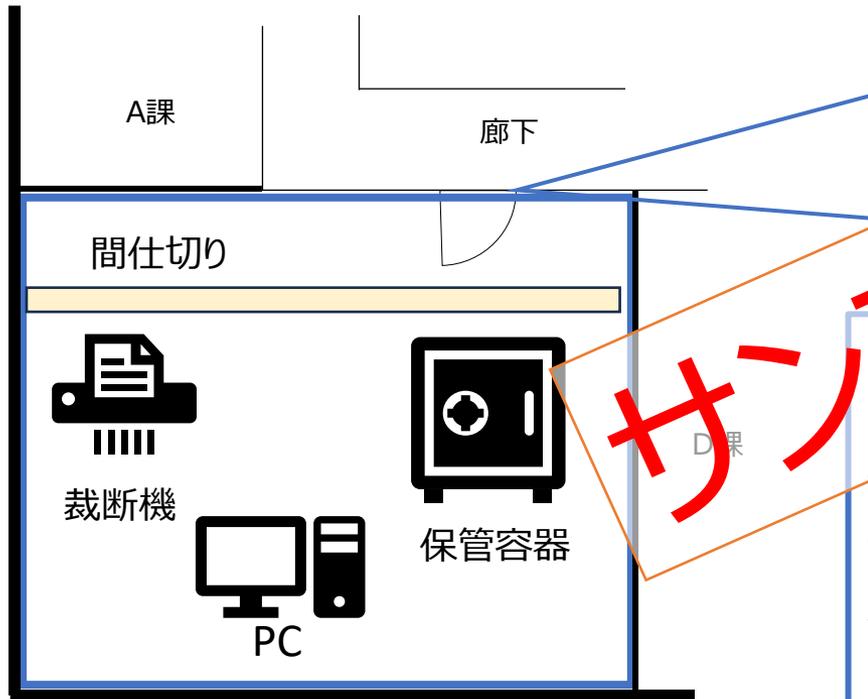
天井、壁、床：容易に破壊されなような鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性素材を用いる。

出入口：原則 1 カ所（複数箇所とする場合は不用意に開閉可能とならない）。常夜灯の設置（緊急時に照明が確保できる）

窓：窓がない部屋が推奨。仮に設置されている場合は、窓の強度を補強し警戒装置を含め容易に破壊侵入されないようにし、外部から盗み見られないよう遮蔽措置を講じる（ブラインドを常時閉めるなど）

開口部：ダクト、天窓等の開口部に不法侵入、盗見、盗聴のおそれがある場合には、金網や鉄格子を取り付ける。

③ 区画の内部



常夜灯：扉の上部。停電時でも作動するもの。

アクセス制限：職員証認証や生体認証など、情報取扱者以外が容易に侵入できない仕組み

掲示：立入が禁じられている旨の掲示

通信機器等の持込禁止：スマートフォンなど通信可能な携帯型情報通信機器、ビデオカメラなど撮影・録画・録音が可能で記録機器の持込禁止

間仕切り等：出入口を開けた際に見えないよう、また、入室する従業者が取扱い可能な重要経済安保情報以外の重要経済安保情報を知覚することがないよう、必要に応じて設置。

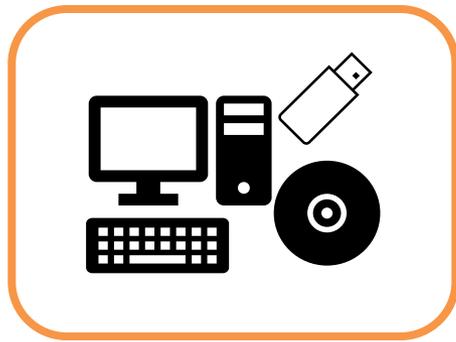
保管容器：三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱など施錠可能で十分な強度を有するもの

電子計算機（PC等）：スタンドアロン又はインターネットに接続しない。取扱区画内で作業を行う。盗難、持ち去り防止等のために端末はワイヤで固定。

■ 重要経済安保情報は、**適性があると認められた者のみがアクセスできる措置**（生体認証等）が講じられた、**スタンドアロン又はインターネットに接続していない**（※）、**契約行政機関の承認を得たパソコン等**で取り扱うこと。



※インターネットやWi-Fiへの接続は不可。



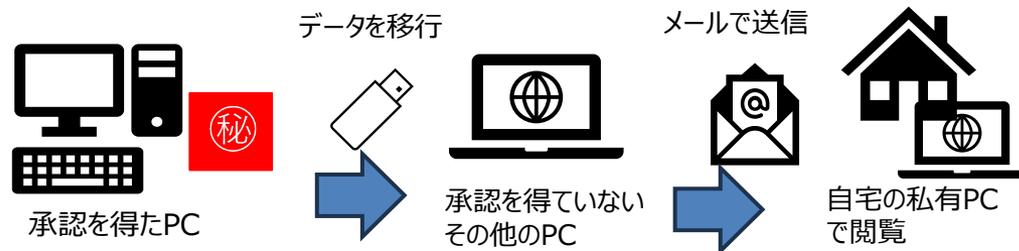
✓ 重要経済安保情報を記録するデータをUSB等に記録する場合には、**暗号化を行うなどの保護措置**が必要。（安全が確保されていないUSB等は使用しない。）

✓ 重要経済安保情報を含むデータのUSB等への**書き出しロ**グ及び印刷ログを保存。

サンプル

※重要経済安保情報の**不適切な取扱い例**

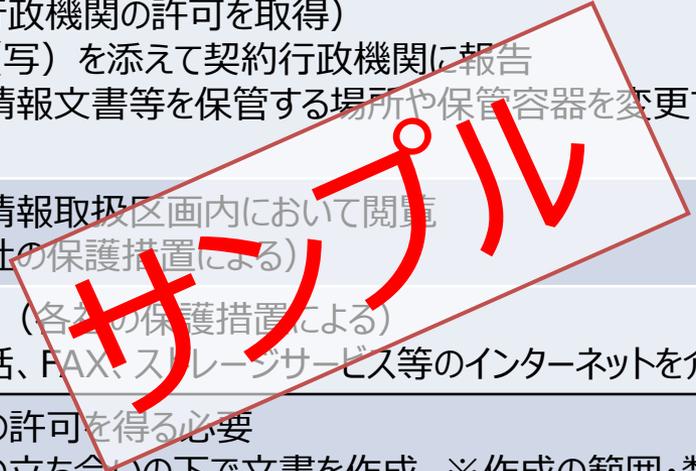
- ・重要経済安保情報の取扱いが認められていないパソコンに同情報に該当するデータを移行した。
- ・当該データをメールで私有パソコンに送信し、自宅で閲覧した。



意図せず、自宅の**PCがウイルスに感染**し、情報が抜きとられる危険性有り。

関係簿冊の整備

	留意事項	関係簿冊
文書の接受	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の有効期間を社内関係者に周知 ・行政機関から重要経済安保情報文書等を接受せずに、行政機関において閲覧のみする場合もその旨を保管簿に記録 	保管簿
文書の運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬に際しては、外部から内側を視認できない、施錠できる運搬容器を用い、2名以上の者が携行又は輸送機関に同乗監視（他の方法で情報を運搬・移転する必要がある場合は、契約行政機関の許可を取得） ・事後、受領書（写）を添えて契約行政機関に報告 ・重要経済安保情報文書等を保管する場所や保管容器を変更する場合は保管簿に記録 	保管簿
文書の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ・重要経済安保情報取扱区画内において閲覧 ・筆記不可（各社の保護措置による） 	閲覧簿
情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記・録音不可（各社の保護措置による） ・電子メール、電話、FAX、ストレージサービス等のインターネットを介した伝達は不可 	—
文書の作成（複製）及び表示	<ul style="list-style-type: none"> ・契約行政機関の許可を得る必要 ・契約行政機関の立ち会いの下で文書を作成 ※作成の範囲・数量は最小限に留める。 ・重要経済安保情報の表示（表示が困難である場合、指定に係る通知） 	作成記録簿
有効期間の満了又は指定解除	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の有効期間の満了／情報指定の解除の通知／周知 ・文書の表示を抹消 	保管簿
有効期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の有効期間の延長の通知／周知 	保管簿
文書の返却／文書の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・契約終了又は契約行政機関の指示があった場合、提供を受けた重要経済安保情報文書を全て返却するとともに、作成（複製）した文書を全て廃棄又は提供 ・文書の廃棄は、保護責任者（各社の規定に従う）が立ち会い、焼却、粉碎、細断、溶解、消磁及び破壊等の手段により、文書等が複製又は識別できないように確実に行う ・廃棄後は、廃棄報告書により契約行政機関に報告 	保管簿



非常の場合及び事故発生時の対処

(非常の場合の措置)

契約行政機関との緊急連絡体制を整備・維持

緊急の事態に際し、漏えい防のために他に適当な手段がないと認める場合は、契約行政機関に当該重要経済安保情報文書等の廃棄について申請し、承認を得る（ただし、その手段／いとまがない場合は廃棄後速やかに報告）

焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により廃棄

重要経済安保情報文書等**保管簿**に記録

(注) いかなる場合であっても、**従業者の人命及び安全第一**で行動してください。発災時にこれら措置を義務付けるものではありません。

(事故等発生時の措置)

重要経済安保情報文書等を紛失／漏えい／破壊された場合又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、保護責任者又は業務管理者に報告

直ちに調査を実施し、保護に必要な措置を講じ、事故の拡大防止に努め、把握し得るすべての内容を、その後速やかにその詳細を契約行政機関に報告

調査結果、所見及び対策を契約行政機関に報告

サッパル

① 適合事業者社内で行う保全検査（年1回以上）

- 重要経済安保情報取扱区画で実施する検査
 - ・業務管理者：定期的に重要経済安保情報の保管状況を検査。
検査結果を保護責任者に提出
 - ・保護責任者：業務管理者から提出された結果をとりまとめ、契約行政機関に提出
- 契約行政機関側の保全検査を受検する場合の実施のための協力
- 契約行政機関側から指導があった場合は、必要措置を講じる

② 適合事業者の従業者への保全教育（年1回以上）

- (1)秘密制度に関する法令、規則の内容
- (2)保全教育の意義、重要性
- (3)秘密の漏えい等に係る罰則、懲戒処分、等
- (4)適合事業者が規定した秘密保全規則の内容
- (5)その他
 - ・保全教育の意義、重要性（意識の涵養）
 - ・need to knowの原則
 - ・社内保全規則の確実な履行
 - ・サイバー関連の感染防止対策及び事案の対処手順

苦情の申出／相談窓口／
通報窓口

適性評価・重要経済安保情報の保護に関する●●省の体制

	苦情受理窓口	相談窓口	通報窓口
役割	適性評価の結果や実施方法等に関する評価対象者からの苦情を受け付ける窓口	適性評価結果の目的外利用等の左記苦情以外の相談や、評価対象者以外の者からの問合せを受け付ける窓口	情報の指定・解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと思料する場合の窓口
申出者	評価対象者	評価対象者 適性評価の実施に際して関係する者	重要経済安保情報の取扱業務者等（※）
提出方法	書面	書面以外も可	書面以外も可
責任者	●●	●●	●●
連絡先	〇〇局〇〇課 住所 電話 電子メール	〇〇局〇〇課 住所 電話 電子メール	〇〇局〇〇課 住所 電話 電子メール

※ 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者、行っていた者、法の規定により提供された重要経済安保情報を知得した者

○制度の詳細については、重要経済安保情報保護活用法及び関連法令等を参照ください。

[重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律](#)

[重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令](#)

[重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について（運用基準）](#)

重要経済安保情報保護活用法保護規程

ガイドライン、適性評価に関するQ&A



※ クリックすると当該リンクにアクセスできます。

参 考

【参考】重要経済安保情報の指定

重要経済安保情報指定の要件

行政機関の長は、指定しようとする情報が**重要経済安保情報の指定の3要件(重要経済基盤保護情報該当性、非公知性、秘匿の必要性)**に該当するか否かは以下の基準に従い判断。 ※特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものは除く。

1 重要経済基盤保護情報該当性

(1) 重要経済基盤

重要
経済
基盤

- ◆ 我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制 (**基盤公共役務の提供体制**)
- ◆ 国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網 (**重要物資の供給網**)

- ・ 基盤公共役務に含まれる役務の例：「経済安全保障推進法」における**基幹インフラ**、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」における**重要インフラ**、**国の行政機関の役務**の一部
- ・ 重要物資に含まれるものの例：「経済安全保障推進法」における**特定重要物資**及びその原材料、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資

(2)重要経済基盤保護情報該当性

第1号

- ① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置等
 - ・ 事業者及び行政機関の**施設・設備等の安全確保**に関する措置
 - ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する**技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源**の保護措置
- ② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置等
 - ・ 重要物資の**供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等**に対応するための措置
 - ・ 事業者及び行政機関の**施設・設備等の安全確保**に関する措置
 - ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する**技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源**の保護措置

第2号

- ① 重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの
 - ・ 第1号の措置に対応する脆弱性に関する情報
- ② 重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの
 - ・ **国際共同研究開発**において外国政府等から提供された情報
 - ・ **我が国が技術優位性を持つ分野**に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報
 - ・ **重要経済基盤を防護**するための革新的技術に関する情報
- ③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

第3号

外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した**外国の政府又は国際機関**からの情報

第4号

第2号及び第3号に掲げる**情報の収集整理又はその能力**に関する情報

2 非公知性

現に不特定多数の人に知られていないか否か

3 秘匿の必要性

その情報の漏えいにより、我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるか否か

【参考】重要経済基盤保護情報 事項の細目

第1号
外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究

① 外部から行われる行為から**基盤公共役務の提供体制を保護するための措置**又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの

ア **基盤公共役務**を提供する事業者及び行政機関の**施設・設備等の安全確保**に関する措置
 a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る**規制・制度**に関して**行政機関が行う審査・監督等の措置**
 b 施設・設備等に対する**外部からの物理攻撃、サイバー攻撃**その他の役務の提供に支障を与える行為に**対応するための措置**
 c 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a及びbに掲げるものを除く）
 イ 基盤公共役務を提供する**事業者の経営**や、事業者及び行政機関が保有する**技術、知識、データ、人員等**の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の**経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置**

② 外部から行われる行為から**重要物資の供給網を保護するための措置**又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの

ア 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による**重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等**に**対応するための措置**
 イ 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の**施設・設備等の安全確保**に関する措置
 a 施設・設備等に対する**外部からの物理攻撃、サイバー攻撃**その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に**対応するための措置**
 b 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く）
 ウ 重要物資の供給網に関わる**事業者の経営**や、事業者及び行政機関が保有する**技術、知識、データ、人員等**の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の**経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置**

第2号
重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

① 重要経済基盤の**脆弱性**に関する情報であって安全保障に関するもの

ア **基盤公共役務の提供体制の脆弱性**に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの
 a 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の**施設・設備等の脆弱性**に関する情報
 b 基盤公共役務を提供する**事業者の経営**や、事業者及び行政機関が保有する**技術、知識、データ、人員等**の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の**経営資源に関する脆弱性**に関する情報
 イ **重要物資の供給網の脆弱性**に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの
 a 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき**調査・分析等**により得られた情報
 b 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の**施設・設備等の脆弱性**に関する情報
 c 重要物資の供給網に関わる**事業者の経営**や、事業者及び行政機関が保有する**技術、知識、データ、人員等**、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の**経営資源に関する脆弱性**に関する情報

② 重要経済基盤に関する**革新的な技術**に関する情報であって安全保障に関するもの

ア 重要経済基盤に関する革新的な技術の**国際共同研究開発**において、**外国の政府等から提供**され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報
 イ 重要経済基盤に関する革新的な技術で**我が国が技術優位性を持つ分野**（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む）に関する**研究・調査・分析・審査等**により得られた情報
 ウ 重要経済基盤を**防護**するための革新的技術に関する情報

③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

第3号
第1号の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報

外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究に関し収集した**外国の政府又は国際機関からの情報**であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報（当該情報を分析して得られた情報を含む）

第4号
第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力

第2号及び第3号に掲げる**情報の収集整理又はその能力**に関する情報

【参考】適性評価対象者の上司としての留意事項

(適性評価対象者の上司に当たる者に見せることを想定)

上司の立場にある貴方は、部下に対しても一定の配慮を行い、重要経済安保情報の保護及び活用のための適切な環境づくりに努めてください。

① 適性評価に関する留意事項

■ 適性評価制度への理解

- 適性評価を受けることは任意である。そのため、部下に対し、候補者名簿への掲載及び適性評価への同意を強制してはならず、同意しない場合にその理由を質してはならない。

■ 評価対象者のプライバシーへの配慮

- 適性評価調査に際する対象者への質問票は、あくまでも対象者本人が記入し、行政機関に直接提出するものである。対象者のプライバシーに関する情報が多く含まれるため、上司の立場にある貴方が質問票を確認する必要はなく、質問票に記入した内容の開示を求めてはならない。

- 適性が認められなかった場合の通知の希望は評価対象者が任意に選択できるものである。評価対象者に理由の通知を希望するよう求めてはならない。

■ 適性評価調査等への協力

- 必要に応じて実施される対象者の上司等に対する質問等には合理的な範囲で協力する。
- 調査に協力した事実やその内容を周囲に明かすことは避ける。
- 対象者に事情変更が認められる場合は、速やかに行政機関に申し出る。

② 重要経済安保情報の保全に関する留意事項

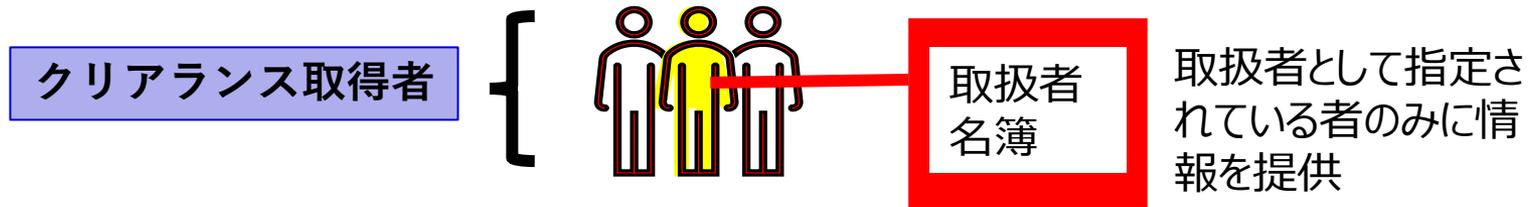
■ 重要経済安保情報の聞き出し禁止

- 重要経済安保情報は、取扱者が厳格に指定される。自身が取扱者に指定されていない重要経済安保情報について他の従業者に質問したり、話題にしない。

■ Need to Knowの原則

「情報は知る必要がある者のみに伝え、知る必要のない者には伝えない」という原則

- ⇒ 情報の共有範囲を必要最小限とし、業務に関係のない情報は知らせない。
- ⇒ 知る必要のない情報を探知しない。



■ サード・パーティ・ルール

入手した秘密を、提供元に無断で第三者に提供することはできないという原則



【参考】確認テスト

問：重要経済安保情報の取扱いについて、適切なものを選んでください。

a. 適性評価がとれたので、うれしくて、SNSに「適性評価がとれたので、重要な仕事ができる！」とアップした。

Ans.× 適性評価を得たことを不特定多数の者に知らせると、不適切な働き掛けの対象になる場合がありますので、慎重に行動してください。

b. ○○省から提供された「重要経済安保情報」の表示のある文書について、同僚から、口外しないから情報の中身を教えてほしいと頼まれた。その同僚は、同じ部署に所属し、信頼できる人物であるが、同「重要経済安保情報」の取扱者ではないため、伝えなかった。

Ans.○ 「重要経済安保情報」を取り扱う者は、適性評価で適性が認められ、かつ、情報の取扱者として指定された者に限定されます。仮に同僚が適性評価を得ていたとしても、貴方が取り扱う「重要経済安保情報」の取扱者に指定されていない場合には、同人に「重要経済安保情報」の内容を伝えてはいけません。

c. 従業員Aは、重要経済安保情報が保存されたUSBメモリを許可を得て使用した後、これを紛失したが、翌日、USBメモリを発見した。USBメモリが他者によって取り扱われた形跡はないが、念のため事後的に上司に顛末を報告した。

Ans.× 可搬記憶媒体等を含め、重要経済安保情報文書等を紛失した疑い又はおそれがある場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、保護責任者又は業務管理者に報告する必要があります。

